

3. 入居者資格等について

(1) 一般住宅

市営住宅に申込みをされる方は、次の①から③のすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます）がある方
 - 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。
 - 婚姻予定で申し込まれる方については、当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に確実に結婚し、入居できることが条件です。
 - 外国人については、外国人登録を行っている方に限ります。

※ 単身での申込みが可能な場合について

○ 次のア～ケのいずれかに該当する方は単身でも申込みが可能です。

ア. 60歳以上の方

ただし、平成18年3月31日現在で50歳以上の方（昭和31年4月1日以前に生まれた方）は申込み可

イ. 身体障害者（障害程度1級～4級）

ウ. 戦傷病者（障害の程度が特別項症～6項症まで又は第一款症である方）

エ. 原子爆弾被爆者

オ. 生活保護を受けている方又は中国残留邦人等の支援給付を受けている方

カ. 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）

キ. ハンセン病療養所入所者等

ク. 精神障害者（1～3級）・知的障害者（精神障害1～3級相当）

※精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け得る程度の障害である方

ケ. DV被害者（県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の方、又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の方）

○ 単身や少家族で入居できる住宅には、広さに制限があります。

単身や少家族で入居可能な住戸の募集の有無については、別紙「募集状況一覧表」でご確認ください。

○ 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に

おいて介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身での申込みはできません。

（10ページ④参照）

- ② 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の月収額の合計額が158,000円以下であること。

ただし、高齢者世帯など「裁量世帯（6ページ）」に該当する場合は、控除後の月収額の合計が214,000円以下であれば、申込みができます。

「市営住宅の募集のご案内②」（月収額の計算方法）を参考にして、収入基準に合うかどうかを確かめてください。

- ③ 現在、住宅に困っておられる方

● 持家がある方は原則として申込みができません。

ただし、持家がある方であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合等は申込みが可能です。詳細について建築住宅課までご相談ください。

● 現在、県営住宅や市営住宅に入居している方は、原則として申し込みができません。

- ④ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

県営住宅の資格要件(特殊な事情等がある場合)

※単身の方、あるいは離婚後単身になる方は、前ページの「単身可の住宅における申込資格」に該当することが必要です。

特殊な事情等がある場合の申込み要件(申込日現在)

1 現在持ち家を所有している場合

入居契約日前までに現在の持ち家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込みできます。

2 これから結婚を考えている方の場合

入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。

3 内縁の夫または妻と申込みをする場合

入居契約時までに住民票で事実婚が確認できる方(未届出の夫・妻と記載)で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。

4 これから離婚を考えている方の場合

入居契約日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。

- (1) 戸籍謄本(離婚が確定する場合)
- (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」(離婚訴訟等の場合)
- (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書

5 20歳未満で申込みをする場合

結婚をしている場合は、申込みできます。結婚していない場合には、申込みに親権者等の同意が必要となります。

6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合

申込みできます。

7 現在、無職の方が申込みをする場合

申込みできます。

8 他県に住んでいる方が申込みをする場合

申込みできます。
(申込用紙等が必要な方は、250円切手を貼り付けた返信用封筒(角2判)を公社宛に送付してください。)

9 現在県営住宅や市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合

次の①～⑥のいずれかの世帯になった場合申込みできます。

- ① 世帯員が5人以上になった場合
- ② 世帯員が4人以上になった場合で15歳以上の子を含む場合、または3世代以上を構成している場合
- ③ 世帯分離(子の結婚等)のために住宅が必要となった場合
- ④ 現在別居している親の扶養または介護を目的として同居する場合
 - ・ 2寝室以下の住宅に複数で入居している場合
 - ・ 多家族向指定(5ページ参照)の入居資格がある場合
- ⑤ シルバーハウジングや身体障害者向(車椅子)住宅に希望する場合
- ⑥ 通勤や通院に1時間30分以上要するが、又は50km以上の距離がある場合



第9回山陽小野田市若者交流推進事業(平成26年9月28日) 決算報告

歳入

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
参加料	66,000	参加料3,000円×(当日参加者17人+委員5人)
美祢線利用促進 イベント補助金	84,000	事業費の1/2もしくは上限 100,000円
負担金	19,767	若者交流推進事業負担金
合 計	169,767	

歳出

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
旅費	33,440	美祢線@760円(片道)×2回*22人
消耗品費	660	色模造紙(チラシ作成用)
食糧費	95,040	昼食@4,320円×22人
	23,760	フリードリンク@1,080円×22人
	3,911	ボーリング賞品
保険料	1,056	(参加申込者17人+委員5人)×48円
利用料	11,900	ボウリング代@500円×17人、靴代@200円×17人
合 計	169,767	

第11回山陽小野田市若者交流推進事業(平成26年12月13日) 決算報告

歳入

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
参加料	72,000	参加料3,000円×(参加者19人+委員5人)
負担金	28,690	若者交流推進事業負担金
合 計	100,690	

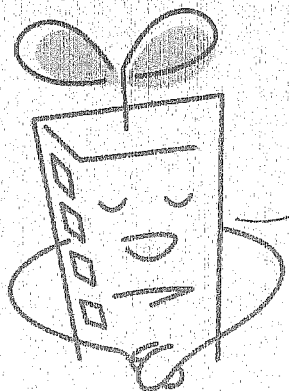
歳出

(単位:円)

費 目	決算額	備 考
消耗品費	660	色模造紙(チラシ作成用)
食糧費	98,950	食事会費用(参加者19人+委員5人)×4,000円 お菓子(ゲーム賞品)5人×590円
保険料	1,080	(参加者19人+委員5人)×45円
合 計	100,690	

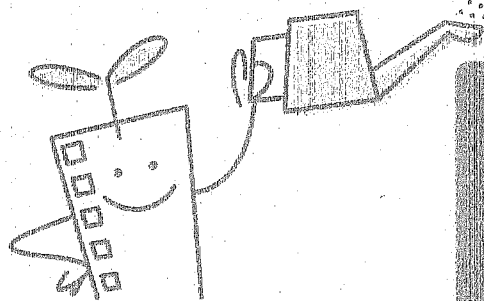
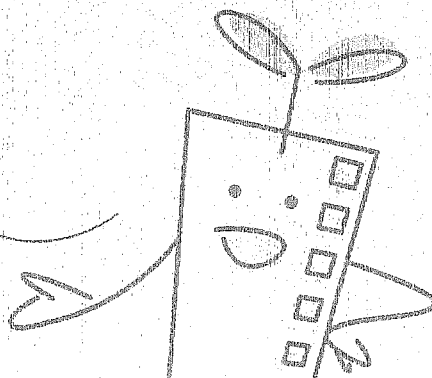
尼崎市では、市民の方々や企業からの
寄付を受け付けています。

尼崎市環境基金への寄付について



この基金は、市民の方々や企業の皆様
からの寄付金を積み立てて、尼崎市にお
ける環境保全活動を推進するために役立
てようとするものです。「環境と共生する
まち・あまがさき」実現のため、基金へ
のご協力をお願いします。

地方公共団体に対する寄付
(尼崎市環境基金もこれに該
当)については、税制上の優遇
措置が認められています。



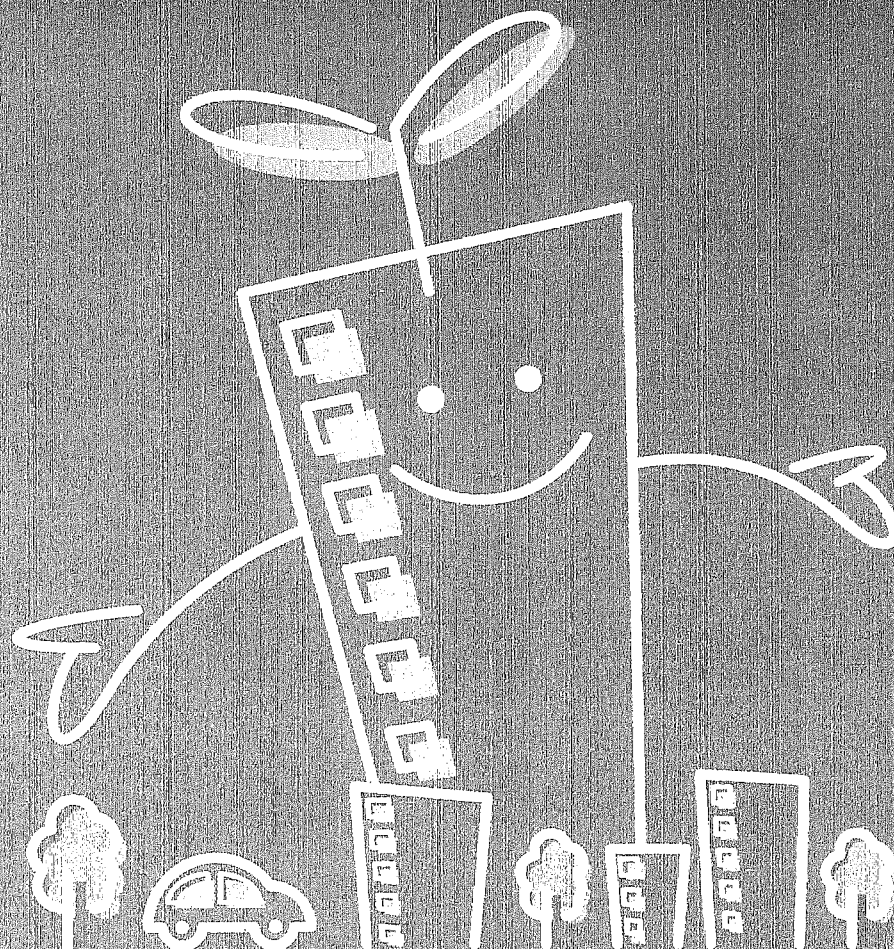
〒660-8501
尼崎市東七松町1-23-1

尼崎市環境市民局環境政策課
ルームエコクラブ

TEL 06-6489-6302
FAX 06-6489-6300

尼崎市環境基金

環境と共生するまち・あまがさきをめざして



尼崎市環境基金は、市民の皆さんの 環境保全活動を応援します。

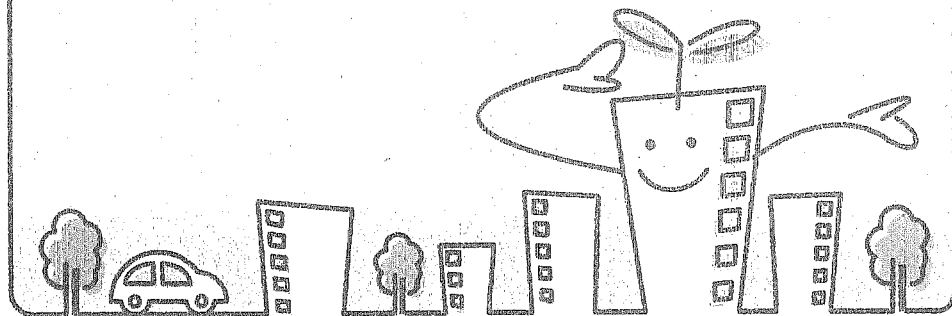
本市は、わが国屈指の重化学工業都市として、国の経済発展の一翼を担ってきました。しかし、その過程で、産業活動に伴う大気汚染や水質汚濁などの深刻な公害問題、人口・産業の集中による緑とオープンスペースの減少といった歴史を経験してきました。

一方、世界的な動きでは、資源の大量消費や経済のグローバル化など、拡大を続ける経済活動の結果、地球温暖化などの様々な環境問題に直面しており、とりわけ、地球温暖化対策については、人類共通の喫緊の課題となっています。

このような環境問題に対処し、この美しい地球を損なわず、次世代に残していくためには、行政だけでなく、それぞれの地域の人々が、日常行動と環境とのかかわりについて深い理解と認識を持ち、省エネ・省資源などの実践活動に取り組んでいくことが大切です。

こうしたことから、本市では、平成8年2月に「尼崎市環境基金」を設置し、基金の運用益を利用して、市民の環境問題に関する知識の普及その他環境保全活動を推進するため、様々な事業を展開しております。

尼崎の環境、そして地球環境を損なうことなく次世代の子供たちに残していくためにも、環境基金の趣旨をご理解いただき、基金の積立に市民の皆様の温かいご協力を賜りますようお願い申し上げます。



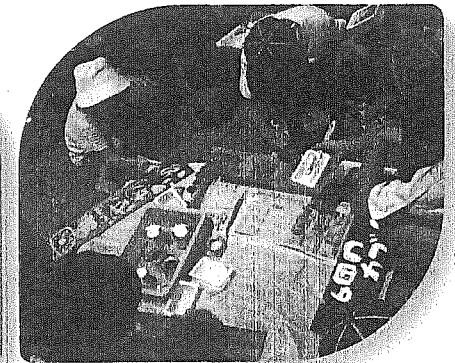
尼崎市環境基金の運用益に応じて、市民の環境問題に関する知識の普及その他様々な環境保全活動推進事業を展開していきます。

(注)事業例は、例示的に挙げたもので、必ずしも実施する事業ではありません。

地域の環境保全に関する知識・情報の普及事業

事業例

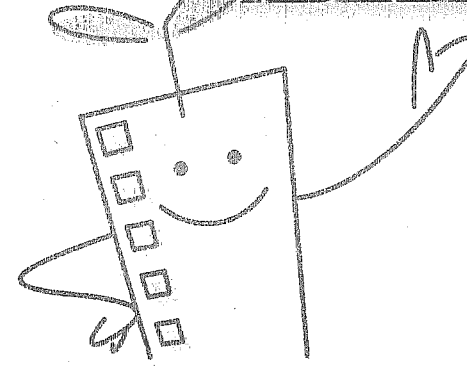
- ★身近な暮らしの中での環境配慮等盛り込んだパンフレットや地域の環境の状況を解説したマップの作成・配付
- ★環境保全やごみの減量化などに関する図書、展示パネル及び観察器具の整備
- ★野鳥等の自然観察会、水辺教室等の開催等



地域の環境保全のための実践活動の支援事業

事業例

- ★市民団体の自主的なリサイクル活動や環境学習会などへの講師派遣
- ★地域の環境保全実践活動に対する助成
- ★環境にやさしい取り組みに対する助成等



質問と
答えいやなことや困ったことが
起こった時には？

質問 1 障害のことで差別されたら、
まずどうしたらいいのですか？

答え 役所に相談を受け付けてくれる
窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、
他の相談窓口を教えてください。

質問 2 差別した会社・お店などは、
どうなるのですか？

答え 会社・お店などの場合は、
障害のある人にどんな対応をしたか
役所に報告するように求められたり、
差別をしないように注意をされることがあります。

質問 3 近所の人から差別的なことを
言われました。その人は
罰を受けないのでしょ

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、
役所や会社・お店などによる差別です。
この法律が、一人ひとりのすることや
考えを罰することはありません。
障害のある人への差別がなくなるよう、
国や都道府県または市町村は、障害や障害の
ある人について、国民が理解を深められるような
取組をしなければなりません。

質問 4 この法律はいつから
スタートするのですか？

答え 平成28(2016)年4月から始まります。

わかりやすい
版

障害者差別
解消法が
できました

この法律は、障害のある人への
差別をなくすことで、
障害のある人もない人も共に生きる社会を
つくることを目指しています。

このリーフレットは、誰にでも
わかりやすくなるよう、
知的障害のある方などと共に
話しあいながら作られたものです。



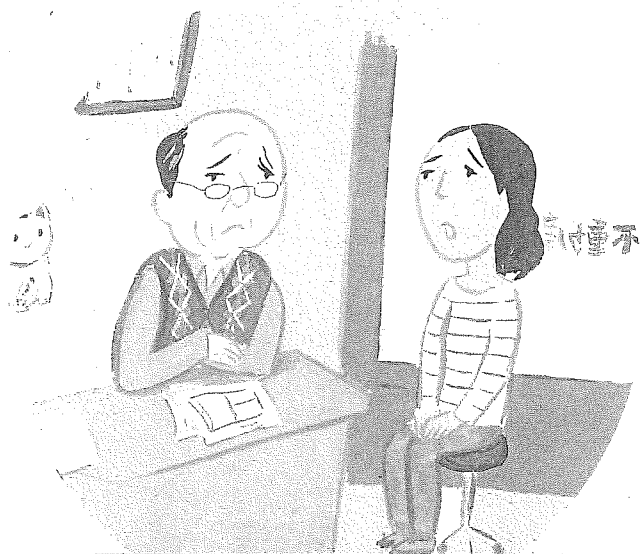
内閣府

問い合わせ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当
〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館
電話: 03-5253-2111 ファックス: 03-3581-0902 ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>
協力: 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 / ピープルファースト北海道

こんなことで 困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちとは
違う扱いを受けて困った、
自分の障害に合った必要な工夫や
やり方をしてもらえなかったことはありませんか？

お店に入ろうとしたら
車いすを利用している
ことが理由で、断られた。



アパートの契約をするとき、
「私には障害があります」と伝えると、
障害があることを理由に
アパートを貸してくれなかった。

災害時の避難所で、
聴覚障害のある人がいると
管理者に伝えたと、
必要な情報が音声でしか
伝えられなかった。



スポーツクラブや
習い事の教室などで
障害があることを理由に、
入会を断られた。



交通機関を利用したいとき、
どの乗り物に乗ったら
いいのかわからないので
職員に聞いたが、
わかるように
説明してくれなかった。



役所の会議に呼ばれたので、
わかりやすく
説明してくれる人が
必要だと伝えていたが、
用意してもらえなかった。

みんなの声を受けて、
障害者差別解消法ができました。

障害者差別解消法では、
「不当な差別的取扱い」と
「合理的配慮をしないこと」
が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけで
スポーツクラブに入れないこと、
アパートを貸してもらえないこと、
車いすだからといってお店に入れないことなどは、
障害のない人と違う扱いを受けているので、
「不当な差別的取扱い」であると考えられます。
ただし、他に方法がない場合などは、
「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、
視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、
知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、
障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、
障害のある人には情報を伝えないことになります。
障害のある人が困っている時にその人の障害に合った
必要な工夫ややり方を相手に伝えて、
それを相手にしてもらおうことを合理的配慮といいます。
障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、
障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も
差別となります。

役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、
役所も会社・お店なども禁止されます。
役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。
しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らない
ようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的 取扱い	しては いけない	しては いけない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力

ただし、合理的配慮のために、例えば、
お金がかかりすぎたりすることもあります。
その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

笑いと花と童謡のまち



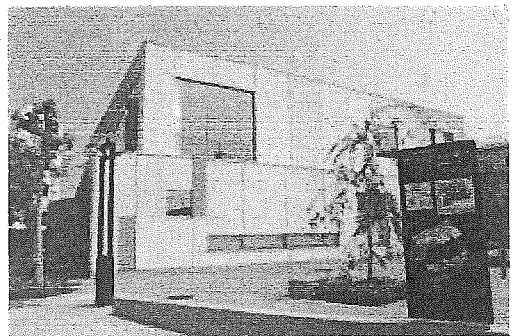
[ホーム](#) > [市政情報](#) > [組織から探す](#) > 下松市市民交流拠点施設「ほしらんど くだまつ」

更新日:2015年6月10日

下松市市民交流拠点施設「ほしらんど くだまつ」

心豊かな人づくりとまちの活性化の源となる市民の交流を促進し、地域や世代を超えた人々を結ぶ拠点として整備を進めてきた下松市市民交流拠点施設「ほしらんどくだまつ」。

建設工事が3月末に完了し、5月8日には市民皆さんの生涯学習の場となる下松中央公民館が、7月3日には市立図書館がオープンしました。



【リンク】 [下松中央公民館へ](#)

【リンク】 [市立図書館へ\(外部サイトへリンク\)](#)

・[市民活動室等使用登録団体募集要項\(PDF:44KB\)](#)

・[市民活動室使用登録申請書\(ワード:34KB\)](#)

利用案内

● 開館時間 午前9時～午後10時

● 休館日 毎月第4木曜日、年末年始 12月29日～1月3日

平面図